平成２３年（フ）第１１７号
横浜市戸塚区上倉田町798番地　桑原ハイツ１－Ａ、破産手続開始決定時の住所横浜市戸塚区戸塚町4934番地
破産者　横山　昭夫
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１１号
横浜市港南区芹が谷５丁目20番15号
破産者　清水　博之
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４号
富山県高岡市波岡284番地10
破産者　中山　　豊
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１７２号
石川県能美市出口町イ26番地
破産者　東　　保藏
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１７４号
石川県能美市出口町イ26番地
破産者　東　　潤一
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１９７９号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８－３棟906号
破産者　八朔　弘枝
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
兵庫県篠山市吹上70番地２　篠山吹上鉄筋住宅１号棟509号
破産者　西山　良作
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
兵庫県加西市別所町495番地
破産者　松本　高明
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３４号
徳島県徳島市西新町５丁目24番地
破産者　山本　笑子
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０６号
愛媛県東温市北方3025番地
破産者　梅崎　成雄
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５６７号
愛媛県東温市北方3025番地
破産者　梅崎　泰生
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０７号
福岡県築上郡築上町大字安武1207番地
破産者　繁永　　誠
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１８１５号
仙台市青葉区北目町２番25―301号、開始決定時の住所仙台市青葉区五橋２丁目３番７―1001号
破産者　若生　義也
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
東京都目黒区大岡山２丁目５番23号
破産者　中沢　英二
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
川崎市川崎区南町11－１サングリーン川崎405　斉藤勝方、住民票上の住所川崎市中原区西加瀬16番６－102号　ジェイパーク元住吉
破産者　安部　謙二
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３５８号
大阪府枚方市出口３丁目３番１号
破産者　谷　由美子（旧姓大橋）
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１５１号
東京都江戸川区北小岩４―38―28クレバービル江戸川104、開始決定時の住所大阪府高槻市天王町４番14号の１
破産者　久野　成雄
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部